

令和5年度電力・ガス食料品等価格高騰 緊急支援給付金（7万円/1世帯）のご案内

電力・ガス食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税均等割非課税世帯に対し、1世帯あたり7万円の特別臨時給付金を支給します。

給付金の支給額

1世帯あたり7万円

受給者

世帯主

支給対象

令和5年度住民税非課税世帯

- ① 基準日（令和5年12月1日）において北中城村に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税（均等割）が非課税である世帯
- ② 令和5年度の給付金（令和5年5月1日基準日/3万円給付金）において北中城村から家計急変の認定を受けた世帯

ただし、以下の世帯は対象外

- ①既に他市町村で7万円の給付を受けている世帯
- ②租税条約により住民税が免除されている方がいる世帯
- ③世帯の全員が、令和5年度住民税課税者に税法上扶養されている

住民税非課税世帯

（例）親（課税）に扶養されている大学生の単身世帯（非課税）
子（課税）に扶養されている両親世帯（非課税）など

給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

提出書類に必要事項を記入して、同封の返信用封筒で**郵送して下さい**。

提出期限 令和6年5月31日（金）まで



お問い合わせ

北中城村役場総務課内（第1庁舎2階）

臨時特別給付金 窓口 **098-935-2233** 受付時間 平日9:00～16:00